

高松市で

令和5年4月から マンション管理計画認定制度 が始まります！

マンションの所有者や 管理組合の方

- ・良好な居住環境を継続したい
- ・マンションの価値を守りたい



- 管理意識を管理組合で共有！
- 認定による市場評価に期待！

適正な管理



中古マンションの購入を 検討している方

- ・選び方に不安がある

立地や広さだけ
考えたらええの…?



- 適正管理されている
認定マンションの安心感！

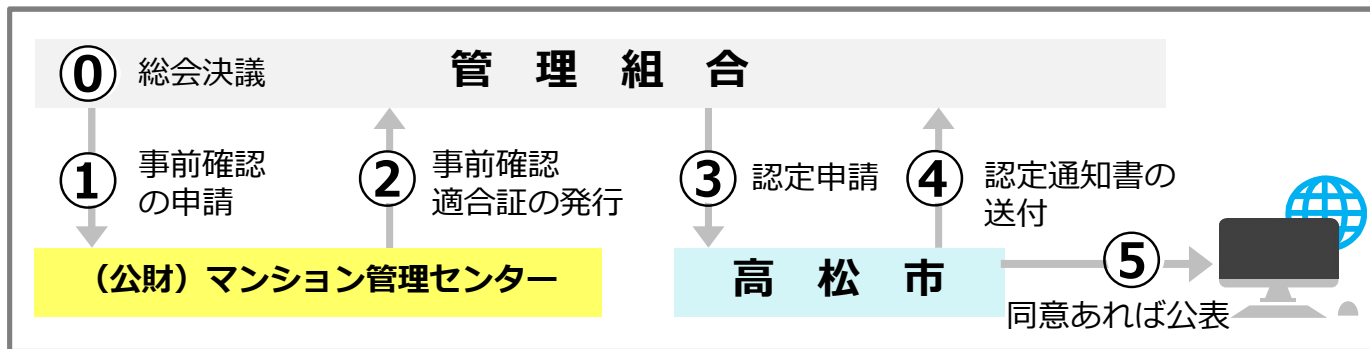
マンション管理計画認定制度ってなに？

マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、そのマンションの管理組合に対し、地方公共団体が適切な管理計画を持つマンションとして認定する制度です。

- ・有効期間：5年間（※更新する場合、有効期間内の申請が必要です。）

どうやって申請するの？

（公財）マンション管理センターで事前確認適合証の発行を受けてから、高松市に申請いただきます。



認定されると、メリットがあるの？

- ★管理水準の維持向上が図れる！
- ★市場での評価が期待される！
- ★住宅金融支援機構の金利引下げ等が受けられる！ ⇒ 裏面参照

【認定基準や申請方法】

高松市のホームページからご確認ください。

高松市 マンション認定制度



【お問合せ】

高松市役所都市整備局都市計画課
住宅・まちづくり推進室

TEL087-839-2136





住宅金融支援機構では、管理計画認定を受けたマンション (以下「管理計画認定マンション」といいます。)について、 融資金利の引下げ等の制度をご用意しています。

メリット1

【マンション管理組合】修繕積立金をかしく積み立てたい管理組合向け

管理組合のための
積立てサポート債券

【マンションすまい・る債】

すまい・る債



- 住宅金融支援機構が国の認可を受けて発行する利付10年債です。
- 管理組合の修繕積立金により最大10回購入でき、積立途中に修繕工事が必要になった場合
等でも、手数料無料で中途換金できます。

詳細はこちら

<https://www.jhf.go.jp/loan/kanri/smile/index.html>

令和5年度募集分から

- 管理計画認定マンションが債券を購入する場合、**マンションすまい・る債の利率を上乗せ**
(利率上乗せ幅は、各年度募集分の利率決定時に決定します。利率以外の商品性は、現行と同じです。)

メリット2

【マンション管理組合】大規模修繕工事や耐震改修工事等を行う管理組合向け

管理組合のための
大規模修繕ローン

マンション共用部分リフォーム融資

共用部分リフォーム融資



詳細はこちら

令和4年10月1日借入申込受付分から

<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/mansionreform/index.html>

- 管理計画認定マンションが大規模修繕工事等を行う場合、
マンション共用部分リフォーム融資の借入金利を **年0.2%引下げ**
さらに **マンションすまい・る債の積立を行っている管理計画認定マンション** **年0.4%引下げ**
の場合は、マンション共用部分リフォーム融資の借入金利を合計で

・融資金利には下限(0.1%)があります。

メリット3

【区分所有者】管理計画認定マンションの住戸を中古住宅著して売却する場合で 購入者に住宅ローン利用の希望があるときの購入者向けの方向け

全期間固定金利の
個人向け住宅ローン

【フラット35】維持保全型

フラット35維持保全型



詳細はこちら

令和4年4月適合証明書交付分から

<https://www.flat35.com/loan/ijihozen/index.html>

- 管理計画認定マンションを購入する場合、【フラット35】の借入金利を
当初5年間 年0.25%引下げ (令和5年3月31日までの申込受付分)

・【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件等の投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。・【フラット35】維持保全型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。受付終了日は、終了する日の約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。・融資手数料は取扱金融機関により異なり、お客さま負担となります。・審査の結果によっては、お客さまのご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【マンションすまい・る債】
に関するお問合せはこちら
0120-0860-23
(9時~17時/平日)

マンション共用部分リフォーム融資
に関するお問合せはこちら
(9時~17時/平日)
<https://www.jhf.go.jp/contact/share.htm>



【フラット35】に関する
お問合せはこちら
0120-0860-35
(9時~17時/祝日・年末年始除く)